

防災・減災教育事業の推進に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）、静岡市教育委員会（以下「乙」という。）、東京海上日動火災保険株式会社、株式会社ペガサス及び株式会社ピーエーシー（以下、これらを「丙」という。）は、静岡市立小学校及び中学校における防災・減災教育事業の推進に関し次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 本協定は、静岡市立小学校及び中学校における防災・減災教育事業の推進に関し、甲、乙及び丙が相互に理解・尊重し、対等な関係のもとに協力して進めていくために必要な事項を定めるものとする。

（協定の目的）

第2条 甲、乙及び丙は、静岡市立小学校及び中学校の児童・生徒が防災・減災について学び、災害時に適切な行動をとることができるよう、防災に関する教材等を作成・配付するなど、学校における防災教育の充実を図ることを目的とする。

（連携事項）

第3条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、防災・減災教育に関する事項について連携し、協力する。

2 甲、乙及び丙は、前項の事項に関する具体的な実施内容及び費用負担等について、協議の上、決定するものとする。

（役割及び責任分担等）

第4条 本協定において、甲、乙及び丙の分担する役割は次のとおりとし、それぞれの役割を担うものとする。

甲の役割	乙の役割	丙の役割
ア. 広報及びPRへの協力 イ. 防災・減災に関する情報提供 ウ. 啓発物品及びコンテンツの監修 エ. 関係機関との調整	ア. 広報及びPRへの協力 イ. 防災・減災に関する情報提供 ウ. 啓発物品及びコンテンツの監修 エ. 啓発物の配付 オ. 市立学校の児童・生徒の教育に関する調整	ア. 取組全体の統括・推進 イ. 防災・減災に係る企画 ウ. 啓発物品およびコンテンツを作成提供 エ. 企画及び物品等提供に係る経費を負担する協力事業者の探索・協力要請

2 甲、乙及び丙は、前項に定めるもののほか、新たな役割が生じた場合は、協議の上、その役割及び責任分担等を決定するものとする。

（本協定終了後の甲、乙及び丙の関係）

第5条 本協定は、甲、乙及び丙に対し、本協定終了後において、本件の結果に係る何らかの協定関係の維持又は締結を義務付けるものではない。

（秘密保持）

- 第6条 甲、乙及び丙は、それぞれ本協定の履行に当たり、他の当事者から開示を受け、又は知り得た情報のうち、当事者のいずれかが秘密である旨を明示したもの（以下「秘密情報」という。）について、第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、法令に基づき開示が義務付けられた場合は、この限りでない。
- 2 甲、乙及び丙は、本協定の履行以外の目的に、前項に定める秘密情報を使用してはならない。ただし、事前に当該秘密情報に関係する当事者の承諾を書面により得た場合は、この限りでない。
- 3 甲、乙及び丙は、法令に基づき秘密情報の開示が義務付けられた場合には、可能な限り事前に当該秘密情報を開示した当事者へ通知しなければならない。
- 4 甲、乙及び丙は、個人情報を含む秘密情報を取り扱う場合は、関係法令を遵守し適切に取り扱わなければならない。

（損害賠償）

- 第7条 本協定の履行に関し、甲、乙及び丙が、それぞれ当事者の責めに帰すべき事由により損害を受けた場合は、その損害を発生させた当事者に対して、その損害の賠償を請求することができる。

（協定の変更）

- 第8条 甲、乙又は丙のいずれかが、本協定の変更を申し出たときは、当事者全員の協議の上、書面により変更することができる。

（解除）

- 第9条 甲、乙又は丙のいずれかが、次の各号のいずれかに該当したときは、他の当事者全員に対する書面による通知により、本協定を解除することができる。
- （1）法令違反又は正当な理由なく本協定に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、是正されないとき
- （2）本協定の履行に関し、著しく不正又は不誠実な行為があったとき
- （3）重大な社会的信用失墜行為により、本協定の継続が困難となったとき
- （4）丙にあっては、経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があったとき
- 2 前項各号に規定する場合のほか、やむを得ず本協定を解除する必要があるときは、当事者全員の協議により本協定を解除することができる。

（合意管轄）

- 第10条 本協定に関して訴訟の必要が生じた場合には、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（有効期間）

- 第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日までに、甲、乙又は丙のいずれからも更新しない旨の書面による申出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議事項）

- 第12条 本協定に定めのない事項又は本協定の規定に関して疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙の協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書 5 通を作成し、甲、乙及び丙はそれぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 9 月 1 6 日

甲 静岡県静岡市葵区追手町 5 番 1 号

静岡市長 難波 喬司

乙 静岡県静岡市清水区旭町 6 番 8 号

静岡市教育委員会

教育長 中村 百見

丙 静岡県静岡市葵区紺屋町 17 番 1 号 葵タワー 13 階

東京海上日動火災保険株式会社

理事静岡支店長 東 秀明

丙 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目 6 番 12 号 STAF ビル 2 階

株式会社ペガサス

代表取締役 吉川 元宏

丙 静岡県静岡市葵区七間町 8 番 20 号 毎日江崎ビル 7 階

株式会社ピーエーシー

代表取締役 柴山 貴伸